

福島県建築関係工事特記仕様書【R6年7月版】

I 工事概要

1 工事名称
2 工事場所
3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

電気設備工事概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない)

5 機械設備工事概要

機械設備工事概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない)

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「建築工事標準詳細図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図」(機械設備工事編)
※「公共建築改修工事標準仕様書」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編)
※「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編)
※「公共建築解体工事共通仕様書」(令和4年版)
なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編)

項目 特記事項

- 1 一般共通事項
1-1 適用基準等
1-2 施工条件
1-3 工事実績データの作成、登録
1-4 技能士

Table with 4 columns: 適用工事種別, 作業の種別, 等級区分, 備考

- 1-5 イメージアップ
1-6 発生材の処理

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

- 1-7 監督員事務所
1-8 工事用表示板
1-9 施工履歴
1-10 色彩計画
1-11 使用材料等
1-12 特別な材料の工法
1-13 風荷重等
1-14 記録報告
1-15 電子納品
1-16 完成時の提出書類
1-17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)
1-18 設計CADデータ貸与
1-19 工事検査

1 一般共通事項

- 20 建設工事使用機械等
21 設計GL
22 既存部分等への処理
23 他工事との取合い
24 建築材料設備機器等
25 電気工事士
26 火災保険等
27 官公庁への届手續き等
28 概成工期
29 BELS申請書作成及び申請手續き
30 連休2日促進工事
31 入札時積算数量書活用方式
32 情報共有システム
33 遠隔監視
34 建設キャリアアップシステム(CCUS)
35 その他

2 仮設工事

- 1 仮囲い
2 危険防止
3 足場
4 工事用水
5 工事用電力
6 工事用進入路
7 ベンチマーク
8 交通誘導警備員
9 仮設関係

3 土工

- 1 埋戻し及び盛土
2 建設発生土の処理

福島県建築関係工事特記仕様書
福島県〇〇建設事務所建築住宅課
電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市××町△△△1-1
建築士事務所名
設計者氏名
印
工事名称
図面名称
建築関係工事特記仕様書
図面番号

項目	特記事項	特記事項	特記事項	特記事項	特記事項																																				
1	<p>17 インサート</p> <p>18 コンクリート貫通 ・はつり・穿孔</p> <p>19 電動機及び制御盤</p> <p>20 絶縁継手</p> <p>21 配管接続部の非破壊検査</p>	<p>床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。</p> <p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p> <p>(1) 電動機の電源周波数は50Hzとする。 (2) 制御盤の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・受注製作品(具仕製品) ・既製品 (3) ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯は種別毎に予備品を納入する。 (4) 水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm²以上とし、中間接続はしないこと。</p> <p>図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 [標準図-施工3]</p> <p>・透過探査検査(PT)又は磁粉探査検査(MT) ・放射線透過検査(RT)</p>	<p>5</p> <p>・ 1 中央監視制御</p> <p>・ 2 計装用配線</p> <p>・ 3 屋内キャビネット</p> <p>6</p> <p>・ 1 一般事項</p> <p>・ 2 小便器用排水装置</p> <p>・ 3 大便器</p> <p>・ 4 大便器便座</p> <p>・ 5 水栓</p> <p>・ 6 自動水栓</p> <p>・ 7 兼用装置</p> <p>7</p> <p>・ 1 量水器</p> <p>・ 2 量水器枠</p> <p>・ 3 弁類</p> <p>・ 4 引込納付金等</p> <p>・ 5 緊急遮断弁</p> <p>・ 6 試験</p> <p>8</p> <p>・ 1 放流納付金等</p> <p>・ 2 洗面器等の排水管</p> <p>・ 3 排水試験継手</p> <p>・ 4 試験</p> <p>・ 5 屋外排水用弁ふた</p> <p>9</p> <p>・ 1 弁類</p> <p>・ 2 保温</p> <p>・ 3 その他</p> <p>10</p> <p>・ 1 屋内消火栓箱</p> <p>・ 2 屋外消火栓箱</p> <p>・ 3 保温</p> <p>11</p> <p>・ 1 熱源機器の熱源</p> <p>・ 2 厨房機器類</p> <p>・ 3 転倒防止</p> <p>12</p> <p>・ 1 充てん容器</p> <p>・ 2 集合装置</p> <p>・ 3 転倒防止等</p> <p>・ 4 ガスメーター</p> <p>・ 5 引込負担金等</p> <p>13</p> <p>・ 1 処理能力</p> <p>・ 2 型式</p> <p>・ 3 放流水質性能</p> <p>・ 4 水質表の提出</p> <p>・ 5 施工環境</p> <p>14</p> <p>・ 1 中央監視制御</p> <p>・ 2 計装用配線</p> <p>・ 3 屋内キャビネット</p> <p>15</p> <p>・ 1 量水器</p> <p>(1) 観メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式) (2) 子メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式)</p> <p>16</p> <p>(1) 観メーター用 (・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図) (2) 子メーター用 (・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図)</p> <p>17</p> <p>(1) 水道直結部分はJIS又はJV10Kとする。 (2) その他の部分はJIS又はJV5Kとする。 ただし、特記部分はJIS又はJV10Kとする。</p> <p>18</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>19</p> <p>・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要</p> <p>洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする</p> <p>3階以上におたる排水設備には、各階ごとに漏水試験継手を取付ける</p> <p>排水管は、漏水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に漏水試験を行うこと</p> <p>20</p> <p>・ 屋外プラスチック用 果 傘 : ※ 無し ・ 入り 塩じふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 屋外プラスチック用 果 傘 : ※ 無し ・ 入り 錆鉄製防護ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 錆鉄製防護ふた 耐 荷 重 : ※ 図示による 閉閉具納品: ※ 1個 ・ (個)</p> <p>・ コンクリート用錆鉄製 果 傘 : ※ 無し ・ 入り ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 化粧蓋 耐 荷 重 : ※ 図示による 開閉用フック(ハンドル)納品: ※ 1組 ・ 2組 ・ (組) ※ 組し ・ 有り(仕様・特記等は図示による) 開閉具納品: ※ 1組 ・ (組)</p> <p>21</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>22</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>23</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>24</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>25</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>26</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>27</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>28</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>29</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>30</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>31</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>32</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>33</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>34</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>35</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>36</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>37</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>38</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>39</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>40</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>41</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>42</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>43</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>44</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>45</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>46</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>47</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>48</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>49</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>50</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p>	<p>1</p> <p>1 設計温湿度</p> <p>2 冷暖房の能力</p> <p>3 ばい煙濃度計</p> <p>4 煙道</p> <p>5 ダクト工法</p> <p>6 長方形ダクト工法</p> <p>7 風量測定口</p> <p>8 チャンバー等</p> <p>9 防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー</p> <p>10 弁類</p> <p>11 防振継手</p> <p>12 フレキシブルジョイント</p> <p>13 伸縮管継手</p> <p>14 温度計</p> <p>15 圧力計</p> <p>16 瞬間流量計及び測定タッピング(32mm以下管流量計用)</p> <p>17 油面制御装置</p> <p>18 消音内貼り</p> <p>19 ファンコイルユニット</p> <p>20 保温</p> <p>21 予備品</p> <p>8</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気フード</p> <p>3 ダクトの保温</p> <p>4 他の設備項目の適用</p> <p>4</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気口の形式</p> <p>3 排気口開放装置</p> <p>4 排気風量測定</p>	<p>外気条件</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">湿度 (RH)</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">湿度 (DB)</th> <th colspan="2">湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ型空気調和機の温湿度条件はJIS条件による</p> <p>・ 設ける (電源は、付属制御盤の2次側より取り出すものとし、配管配線とも本工事に含む) ・ 設けない (第3編 1.1.3)</p> <p>・ 鋼板厚さは煙道幅300φ以下は3.2mm、300φを超えるものは4.5mmとする。 (第3編 1.1.2)</p> <p>・ 図示による (第3編 2.2.1)</p> <p>低圧ダクトとする。(高圧1及び高圧2の部位は図示による。)</p> <p>・ アングルフランジ工法 ・ コーナールボルト工法(共板フランジ又はスライドオンフランジ)</p> <p>取付け箇所は図示による。取付けは監督員の指示による。 (第3編 2.2.5.5)</p> <p>(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーには、排水管を設け、最寄りに排水すること シングルダクト用(ア)形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (第3編 1.14.6)</p> <p>(a) ネット径がφ200以下のもの 400×400×250H (b) ネット径がφ200をこえるもの 500×500×300H</p> <p>(3) プリースライク形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (a) シングル形 200×(L+100)×300H (b) ダブル形 250×(L+100)×300H</p> <p>標準仕様書によるほか、下記による (第3編 1.15.7~1.15.9)</p> <p>(1) 復帰動作 連続式(電動式(定格入力は DC24V 0.7A以下)) (2) 復帰動作 順送り</p> <p>・ JIS又はJV5K ・ JIS又はJV10K ・ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ・ 合成ゴム製 ・ ステンレス製ベローズ形 (第2編 2.2.8)</p> <p>・ 合成ゴム製円筒形 ・ ステンレス製ベローズ形 ・ 合成ゴム製ベローズ形 (第2編 2.2.9)</p> <p>・ ベローズ形 ・ スリプ形 (第2編 2.2.7)</p> <p>取付部は下記による 温度計は円形指示計(バイメタル式φ100)とする (第3編 2.3.2)</p> <p>・ 熱源機器の冷温水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り) ・ ボイラーの温水管(返り) ・ 空気調和機の冷温水管(送り、返り)及び三方弁設置後の冷温水管(送り、返り) ・ 熱交換器の温水管(送り、返り) ・ 冷温水ヘッダー(送り)及び冷温水ヘッダーの各返り管 ・ 空気調和機(パッケージ形を含む)のサブライクチャンバー、レタングダクト、外気取入ダクト及びレタングチャンバー (第3編 1.14.14)</p> <p>取付部は下記による (第2編 2.3.1)</p> <p>・ 熱源機器の冷温水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り) ・ 空気調和機の冷温水管(送り、返り) ・ 熱交換器の温水管(送り、返り) ・ 冷温水ヘッダー(送り、返り)</p> <p>(1) 熱源機器の冷温水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (2) 熱源機器の冷却水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (3) ボイラー又は熱交換器の温水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (4) 空気調和機の冷温水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (5) 冷温水ヘッダーの各返り管 ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (第2編 2.3.8)</p> <p>制御盤には下記の端子を設けること。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする (第2編 2.3.5)</p> <p>・ 給油ポンプ制御 ・ 潤滑油警報 ・ 遮断警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報 ・ 潤滑油警報</p> <p>(1) 施工する場所は、図示したダクト及びチャンバー類とする (第2編 2.3.5) (2) 内貼りチャンバー類の寸法表示は、外寸法とする</p> <p>吹出口 ・ ユニバーサル形 ・ 調整弁 ・ 流量調整弁 ・ 定流量弁 (第3編 1.7.4)</p> <p>(1) 機器の保温種別 ※ 図示による ・ (2) ダクトの保温種別 ※ 図示による ・</p> <p>・ ファンコイルユニットの付属品 : ・ フィルターは各型番台数の1/2以上 ・ 設置台数の100% ・ 自動排水形エアフィルター用フィルター : ・ 各1巻 ・ () ・ 折込形エアフィルター、プレフィルター(アルミ枠付) : ・ 各サイズ毎の1/2以上 ・ 設置台数の100%</p>		湿度 (RH)		一般系統		湿度 (DB)		湿度 (RH)		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	<p>5</p> <p>・ 1 中央監視制御</p> <p>・ 2 計装用配線</p> <p>・ 3 屋内キャビネット</p> <p>6</p> <p>・ 1 一般事項</p> <p>・ 2 小便器用排水装置</p> <p>・ 3 大便器</p> <p>・ 4 大便器便座</p> <p>・ 5 水栓</p> <p>・ 6 自動水栓</p> <p>・ 7 兼用装置</p> <p>7</p> <p>・ 1 量水器</p> <p>(1) 観メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式) (2) 子メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式)</p> <p>8</p> <p>・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要</p> <p>洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする</p> <p>3階以上におたる排水設備には、各階ごとに漏水試験継手を取付ける</p> <p>排水管は、漏水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に漏水試験を行うこと</p> <p>9</p> <p>・ 1 弁類</p> <p>・ 2 保温</p> <p>・ 3 その他</p> <p>10</p> <p>・ 1 屋内消火栓箱</p> <p>・ 2 屋外消火栓箱</p> <p>・ 3 保温</p> <p>11</p> <p>・ 1 熱源機器の熱源</p> <p>・ 2 厨房機器類</p> <p>・ 3 転倒防止</p> <p>12</p> <p>・ 1 充てん容器</p> <p>・ 2 集合装置</p> <p>・ 3 転倒防止等</p> <p>・ 4 ガスメーター</p> <p>・ 5 引込負担金等</p> <p>13</p> <p>・ 1 処理能力</p> <p>・ 2 型式</p> <p>・ 3 放流水質性能</p> <p>・ 4 水質表の提出</p> <p>・ 5 施工環境</p> <p>14</p> <p>・ 1 中央監視制御</p> <p>・ 2 計装用配線</p> <p>・ 3 屋内キャビネット</p> <p>15</p> <p>・ 1 量水器</p> <p>(1) 観メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式) (2) 子メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式)</p> <p>16</p> <p>(1) 観メーター用 (・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図) (2) 子メーター用 (・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図)</p> <p>17</p> <p>(1) 水道直結部分はJIS又はJV10Kとする。 (2) その他の部分はJIS又はJV5Kとする。 ただし、特記部分はJIS又はJV10Kとする。</p> <p>18</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>19</p> <p>・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要</p> <p>洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする</p> <p>3階以上におたる排水設備には、各階ごとに漏水試験継手を取付ける</p> <p>排水管は、漏水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に漏水試験を行うこと</p> <p>20</p> <p>・ 屋外プラスチック用 果 傘 : ※ 無し ・ 入り 塩じふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 屋外プラスチック用 果 傘 : ※ 無し ・ 入り 錆鉄製防護ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 錆鉄製防護ふた 耐 荷 重 : ※ 図示による 閉閉具納品: ※ 1個 ・ (個)</p> <p>・ コンクリート用錆鉄製 果 傘 : ※ 無し ・ 入り ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 化粧蓋 耐 荷 重 : ※ 図示による 開閉用フック(ハンドル)納品: ※ 1組 ・ 2組 ・ (組) ※ 組し ・ 有り(仕様・特記等は図示による) 開閉具納品: ※ 1組 ・ (組)</p> <p>21</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>22</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>23</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>24</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>25</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>26</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>27</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>28</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>29</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>30</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>31</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>32</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>33</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>34</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>35</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>36</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>37</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>38</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>39</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>40</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>41</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>42</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>43</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>44</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>45</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>46</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>47</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>48</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>49</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>50</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p>
	湿度 (RH)		一般系統		湿度 (DB)		湿度 (RH)																																		
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																	
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
2	<p>1 設計温湿度</p> <p>2 冷暖房の能力</p> <p>3 ばい煙濃度計</p> <p>4 煙道</p> <p>5 ダクト工法</p> <p>6 長方形ダクト工法</p> <p>7 風量測定口</p> <p>8 チャンバー等</p> <p>9 防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー</p> <p>10 弁類</p> <p>11 防振継手</p> <p>12 フレキシブルジョイント</p> <p>13 伸縮管継手</p> <p>14 温度計</p> <p>15 圧力計</p> <p>16 瞬間流量計及び測定タッピング(32mm以下管流量計用)</p> <p>17 油面制御装置</p> <p>18 消音内貼り</p> <p>19 ファンコイルユニット</p> <p>20 保温</p> <p>21 予備品</p> <p>8</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気フード</p> <p>3 ダクトの保温</p> <p>4 他の設備項目の適用</p> <p>4</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気口の形式</p> <p>3 排気口開放装置</p> <p>4 排気風量測定</p>	<p>外気条件</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">湿度 (RH)</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">湿度 (DB)</th> <th colspan="2">湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ型空気調和機の温湿度条件はJIS条件による</p> <p>・ 設ける (電源は、付属制御盤の2次側より取り出すものとし、配管配線とも本工事に含む) ・ 設けない (第3編 1.1.3)</p> <p>・ 鋼板厚さは煙道幅300φ以下は3.2mm、300φを超えるものは4.5mmとする。 (第3編 1.1.2)</p> <p>・ 図示による (第3編 2.2.1)</p> <p>低圧ダクトとする。(高圧1及び高圧2の部位は図示による。)</p> <p>・ アングルフランジ工法 ・ コーナールボルト工法(共板フランジ又はスライドオンフランジ)</p> <p>取付け箇所は図示による。取付けは監督員の指示による。 (第3編 2.2.5.5)</p> <p>(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーには、排水管を設け、最寄りに排水すること シングルダクト用(ア)形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (第3編 1.14.6)</p> <p>(a) ネット径がφ200以下のもの 400×400×250H (b) ネット径がφ200をこえるもの 500×500×300H</p> <p>(3) プリースライク形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (a) シングル形 200×(L+100)×300H (b) ダブル形 250×(L+100)×300H</p> <p>標準仕様書によるほか、下記による (第3編 1.15.7~1.15.9)</p> <p>(1) 復帰動作 連続式(電動式(定格入力は DC24V 0.7A以下)) (2) 復帰動作 順送り</p> <p>・ JIS又はJV5K ・ JIS又はJV10K ・ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ・ 合成ゴム製 ・ ステンレス製ベローズ形 (第2編 2.2.8)</p> <p>・ 合成ゴム製円筒形 ・ ステンレス製ベローズ形 ・ 合成ゴム製ベローズ形 (第2編 2.2.9)</p> <p>・ ベローズ形 ・ スリプ形 (第2編 2.2.7)</p> <p>取付部は下記による 温度計は円形指示計(バイメタル式φ100)とする (第3編 2.3.2)</p> <p>・ 熱源機器の冷温水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り) ・ ボイラーの温水管(返り) ・ 空気調和機の冷温水管(送り、返り)及び三方弁設置後の冷温水管(送り、返り) ・ 熱交換器の温水管(送り、返り) ・ 冷温水ヘッダー(送り)及び冷温水ヘッダーの各返り管 ・ 空気調和機(パッケージ形を含む)のサブライクチャンバー、レタングダクト、外気取入ダクト及びレタングチャンバー (第3編 1.14.14)</p> <p>取付部は下記による (第2編 2.3.1)</p> <p>・ 熱源機器の冷温水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り) ・ 空気調和機の冷温水管(送り、返り) ・ 熱交換器の温水管(送り、返り) ・ 冷温水ヘッダー(送り、返り)</p> <p>(1) 熱源機器の冷温水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (2) 熱源機器の冷却水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (3) ボイラー又は熱交換器の温水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (4) 空気調和機の冷温水管(送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (5) 冷温水ヘッダーの各返り管 ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (第2編 2.3.8)</p> <p>制御盤には下記の端子を設けること。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする (第2編 2.3.5)</p> <p>・ 給油ポンプ制御 ・ 潤滑油警報 ・ 遮断警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報 ・ 潤滑油警報</p> <p>(1) 施工する場所は、図示したダクト及びチャンバー類とする (第2編 2.3.5) (2) 内貼りチャンバー類の寸法表示は、外寸法とする</p> <p>吹出口 ・ ユニバーサル形 ・ 調整弁 ・ 流量調整弁 ・ 定流量弁 (第3編 1.7.4)</p> <p>(1) 機器の保温種別 ※ 図示による ・ (2) ダクトの保温種別 ※ 図示による ・</p> <p>・ ファンコイルユニットの付属品 : ・ フィルターは各型番台数の1/2以上 ・ 設置台数の100% ・ 自動排水形エアフィルター用フィルター : ・ 各1巻 ・ () ・ 折込形エアフィルター、プレフィルター(アルミ枠付) : ・ 各サイズ毎の1/2以上 ・ 設置台数の100%</p>		湿度 (RH)		一般系統		湿度 (DB)		湿度 (RH)		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	<p>5</p> <p>・ 1 中央監視制御</p> <p>・ 2 計装用配線</p> <p>・ 3 屋内キャビネット</p> <p>6</p> <p>・ 1 一般事項</p> <p>・ 2 小便器用排水装置</p> <p>・ 3 大便器</p> <p>・ 4 大便器便座</p> <p>・ 5 水栓</p> <p>・ 6 自動水栓</p> <p>・ 7 兼用装置</p> <p>7</p> <p>・ 1 量水器</p> <p>(1) 観メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式) (2) 子メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式)</p> <p>8</p> <p>・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要</p> <p>洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする</p> <p>3階以上におたる排水設備には、各階ごとに漏水試験継手を取付ける</p> <p>排水管は、漏水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に漏水試験を行うこと</p> <p>9</p> <p>・ 1 弁類</p> <p>・ 2 保温</p> <p>・ 3 その他</p> <p>10</p> <p>・ 1 屋内消火栓箱</p> <p>・ 2 屋外消火栓箱</p> <p>・ 3 保温</p> <p>11</p> <p>・ 1 熱源機器の熱源</p> <p>・ 2 厨房機器類</p> <p>・ 3 転倒防止</p> <p>12</p> <p>・ 1 充てん容器</p> <p>・ 2 集合装置</p> <p>・ 3 転倒防止等</p> <p>・ 4 ガスメーター</p> <p>・ 5 引込負担金等</p> <p>13</p> <p>・ 1 処理能力</p> <p>・ 2 型式</p> <p>・ 3 放流水質性能</p> <p>・ 4 水質表の提出</p> <p>・ 5 施工環境</p> <p>14</p> <p>・ 1 中央監視制御</p> <p>・ 2 計装用配線</p> <p>・ 3 屋内キャビネット</p> <p>15</p> <p>・ 1 量水器</p> <p>(1) 観メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式) (2) 子メーター (・ 貸与品 ・ 買い取り) (※ 直読式 ・ バルス式)</p> <p>16</p> <p>(1) 観メーター用 (・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図) (2) 子メーター用 (・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図)</p> <p>17</p> <p>(1) 水道直結部分はJIS又はJV10Kとする。 (2) その他の部分はJIS又はJV5Kとする。 ただし、特記部分はJIS又はJV10Kとする。</p> <p>18</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>19</p> <p>・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要</p> <p>洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする</p> <p>3階以上におたる排水設備には、各階ごとに漏水試験継手を取付ける</p> <p>排水管は、漏水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に漏水試験を行うこと</p> <p>20</p> <p>・ 屋外プラスチック用 果 傘 : ※ 無し ・ 入り 塩じふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 屋外プラスチック用 果 傘 : ※ 無し ・ 入り 錆鉄製防護ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 錆鉄製防護ふた 耐 荷 重 : ※ 図示による 閉閉具納品: ※ 1個 ・ (個)</p> <p>・ コンクリート用錆鉄製 果 傘 : ※ 無し ・ 入り ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による)</p> <p>・ 化粧蓋 耐 荷 重 : ※ 図示による 開閉用フック(ハンドル)納品: ※ 1組 ・ 2組 ・ (組) ※ 組し ・ 有り(仕様・特記等は図示による) 開閉具納品: ※ 1組 ・ (組)</p> <p>21</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>22</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>23</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>24</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>25</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>26</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>27</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>28</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>29</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>30</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>31</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>32</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>33</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>34</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>35</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>36</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>37</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>38</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>39</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>40</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>41</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>42</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>43</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>44</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>45</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>46</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>47</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>48</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>49</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p> <p>50</p> <p>・ 要 (別途支出) ・ 不要</p>			
	湿度 (RH)			一般系統		湿度 (DB)		湿度 (RH)																																	
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																	
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
3	<p>1 設計温湿度</p> <p>2 冷暖房の能力</p> <p>3 ばい煙濃度計</p> <p>4 煙道</p> <p>5 ダクト工法</p> <p>6 長方形ダクト工法</p> <p>7 風量測定口</p> <p>8 チャンバー等</p> <p>9 防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー</p> <p>10 弁類</p> <p>11 防振継手</p> <p>12 フレキシブルジョイント</p> <p>13 伸縮管継手</p> <p>14 温度計</p> <p>15 圧力計</p> <p>16 瞬間流量計及び測定タッピング(32mm以下管流量計用)</p> <p>17 油面制御装置</p> <p>18 消音内貼り</p> <p>19 ファンコイルユニット</p> <p>20 保温</p> <p>21 予備品</p> <p>8</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気フード</p> <p>3 ダクトの保温</p> <p>4 他の設備項目の適用</p> <p>4</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気口の形式</p> <p>3 排気口開放装置</p> <p>4 排気風量測定</p>	<p>外気条件</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">湿度 (RH)</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">湿度 (DB)</th> <th colspan="2">湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ型空気調和機の温湿度条件はJIS条件による</p> <p>・ 設ける (電源は、付属制御盤の2次側より取り出すものとし、配管配線とも本工事に含む) ・ 設けない (第3編 1.1.3)</p> <p>・ 鋼板厚さは煙道幅300φ以下は3.2mm、300φを超えるものは4.5mmとする。 (第3編 1.1.2)</p> <p>・ 図示による (第3編 2.2.1)</p> <p>低圧ダクトとする。(高圧1及び高圧2の部位は図示による。)</p> <p>・ アングルフランジ工法 ・ コーナールボルト工法(共板フランジ又はスライドオンフランジ)</p> <p>取付け箇所は図示による。取付けは監督員の指示による。 (第3編 2.2.5.5)</p> <p>(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーには、排水管を設け、最寄りに排水すること シングルダクト用(ア)形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (第3編 1.14.6)</p> <p>(a) ネット径がφ200以下のもの 400×400×250H (b) ネット径がφ200をこえるもの 500×500×300H</p> <p>(3) プリースライク形状出口には、下記の接続チャンバーを設けること (a) シングル形 200×(L+100)×300H (b) ダブル形 250×(L+100)×300H</p> <p>標準仕様書によるほか、下記による (第3編 1.15.7~1.15.9)</p> <p>(1) 復帰動作 連続式(電動式(定格入力は DC24V 0.7A以下)) (2) 復帰動作 順送り</p> <p>・ JIS又はJV5K ・ JIS又はJV10K ・ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ・ 合成ゴム製 ・ ステンレス製ベローズ形 (第2編 2.2.8)</p> <p>・ 合成ゴム製円筒形 ・ ステンレス製ベローズ形 ・ 合成ゴム製ベローズ形 (第2編 2.2.9)</p> <p>・ ベローズ形 ・ スリプ</p>		湿度 (RH)		一般系統		湿度 (DB)		湿度 (RH)		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%				
	湿度 (RH)			一般系統		湿度 (DB)		湿度 (RH)																																	
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																	
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	

14	<p>1 資材調達</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保</p> <p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事標準基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保費」に関する積算方法の試行工事である。 管理費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事標準基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費):設計書に明記された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等										<p>16</p> <p>1 準備期間確保工事</p> <p>準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は発注者が示した工期(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>2 フレックス工事</p> <p>フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>3 着工届の提出</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>4 コリズの登録</p> <p>受注時の「コリズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>6 その他</p> <p>・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>
		資材名	規格	調達地域等										
15	<p>1 工程関係</p> <p>※調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の搬入 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・建設機械等の調整 ・施工順序の調整 ・図示による ・その他()</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法</p> <p>※制限無し ・制限有り ・制限する工種名 () ・施工時期 (・ 土日祝日のみ) ・ 図示による) ・ その他 () ・施工時間 (時～ 時まで) ・施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯</p> <p>・有 (・ 年 月 日) ・ 別紙のとおり) ・無 ・有 (・ : ~ :) ・ 別紙のとおり) ・無</p> <p>3 他機関との協議</p> <p>協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地</p> <p>・下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※構内 ()) (2) 資材置き場 (※構内 ()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内 ())</p> <p>・仮設ヤード ※無し ・ 有り (※ 図示による ())</p> <p>5 公害対策</p> <p>※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・施工方法等 ・指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・その他 () ・調査箇所 ・図示による ・ 別途協議 ・調査時期 ・図示による ()</p> <p>6 安全対策</p> <p>・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス) ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 () ・制限を受ける工種 ()</p> <p>7 その他</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>													

15	<p>工事区分</p> <p>別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事との工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 事 内 容</th> <th colspan="4">工 事 区 分</th> </tr> <tr> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">機 器 の 基 礎</td> <td rowspan="3">電 気 関 係</td> <td>配電盤・制御盤の基礎</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機 械 関 係</td> <td>自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">開 口 部</td> <td rowspan="2">機 械 関 係</td> <td>屋内設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">電 気 関 係</td> <td>架台、アンカーボルト等配した基礎</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>梁、床、壁</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>貫通スリーブ</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>梁、床、壁</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>貫通部型枠</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>軽金属骨下地、壁、天井ボード類の切込</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>埋込形分電盤、端子盤等の仮枠</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>埋込形分電盤、端子盤等の仮枠</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上記開口部の補強</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>上記開口部の墨出し</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フリーフォームスフロア用配線器具</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>点検口</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>外部取付ガラリ</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>湯沸釜のフード</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>流し台</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>排水トラップ共</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>防油堤</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>オイルサーピスタックの防油堤</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>タンク基礎</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>床下水槽のマンホールふた</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>汚水、雑排水</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>雨水立管(たてどい)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>トイレ手すり</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>化粧鏡(衛生器具まわり)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>はめ込形洗面器用カウンター(前板共)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ転倒防止用の鎖</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">電 気 配 線 記 録</td> <td rowspan="15">電 気 関 係</td> <td>自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配線及び操作スイッチ</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>防火扉レリーズ</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>電線管</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>配線ビッド及びふた</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>機器などへの接続(1次側)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の2次側の配線配線(接地共)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給の渡り配線配線</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配線配線</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配線配線</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配線(接地共)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンプに至る配線配線</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>小便器用動水装置の制御盤以降の2次側の配線配線</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガ ス 漏 れ 検 知 器</td> <td rowspan="3">電 気 関 係</td> <td>電気錠及び通電金具</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>TENキー及び制御盤</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(金属製)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">エレベーター出入口三方枠(石製)</td> <td rowspan="3">電 気 関 係</td> <td>エレベーター出入口三方枠(石製)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>シャワーユニット</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>バスユニット</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>洗濯機パン</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シ ス テ ム 天 井</td> <td rowspan="2">電 気 関 係</td> <td>ボード・Tバー</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>照明ライン設備プレート</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>空調ライン設備プレート</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消 火 器 ボ ッ ク ス</td> <td rowspan="2">電 気 関 係</td> <td>自動制御設備関連のインバーター装置及び盤</td> <td>※</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 内 容	工 事 区 分				建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	機 器 の 基 礎	電 気 関 係	配電盤・制御盤の基礎	※	・	・	屋内	※	・	・	屋外	※	・	・	機 械 関 係	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・	テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・	避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・	開 口 部	機 械 関 係	屋内設備(架台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	電 気 関 係	架台、アンカーボルト等配した基礎	※	※	※	梁、床、壁	・	※	※	貫通スリーブ	・	※	※	梁、床、壁	・	※	※	貫通部型枠	・	※	※	軽金属骨下地、壁、天井ボード類の切込	・	※	※	埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・	埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・	上記開口部の補強	※	※	※	上記開口部の墨出し	※	※	※	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	※	※	※	フリーフォームスフロア用配線器具	※	・	・	点検口	※	・	・	外部取付ガラリ	※	・	・	湯沸釜のフード	※	・	・	換気扇の取付枠	・	・	・	流し台	※	・	・	排水トラップ共	※	・	・	防油堤	※	・	・	オイルサーピスタックの防油堤	※	・	・	タンク基礎	※	・	・	床下水槽のマンホールふた	※	・	・	雨水	※	・	・	汚水、雑排水	※	・	・	雨水立管(たてどい)	※	・	・	トイレ手すり	※	・	・	化粧鏡(衛生器具まわり)	・	・	・	はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	※	・	・	ガスボンベ転倒防止用の鎖	・	・	※	電 気 配 線 記 録	電 気 関 係	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配線及び操作スイッチ	※	・	・	防火扉レリーズ	・	・	・	電線管	・	・	・	配線ビッド及びふた	※	・	・	機器などへの接続(1次側)	※	・	・	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配線(接地共)	※	・	・	機器付属の制御盤への電源供給の渡り配線配線	※	・	・	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配線配線	※	・	・	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配線配線	※	・	・	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配線(接地共)	※	・	・	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	・	・	・	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	・	・	・	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンプに至る配線配線	※	・	・	小便器用動水装置の制御盤以降の2次側の配線配線	・	・	・	ガ ス 漏 れ 検 知 器	電 気 関 係	電気錠及び通電金具	※	・	・	TENキー及び制御盤	※	・	・	エレベーター出入口三方枠(金属製)	※	・	・	エレベーター出入口三方枠(石製)	電 気 関 係	エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・	・	シャワーユニット	※	・	・	バスユニット	※	・	・	洗濯機パン	・	・	・	シ ス テ ム 天 井	電 気 関 係	ボード・Tバー	※	・	・	照明ライン設備プレート	※	・	・	空調ライン設備プレート	※	・	・	消 火 器 ボ ッ ク ス	電 気 関 係	自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	※	・	・	自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	・	・
			工 事 内 容	工 事 区 分																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建築工事	電気設備工事	機械設備工事		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																		
機 器 の 基 礎	電 気 関 係	配電盤・制御盤の基礎	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		屋内	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		屋外	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	機 械 関 係	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
開 口 部	機 械 関 係	屋内設備(架台、アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	電 気 関 係	架台、アンカーボルト等配した基礎	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		梁、床、壁	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		貫通スリーブ	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		梁、床、壁	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		貫通部型枠	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		軽金属骨下地、壁、天井ボード類の切込	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
上記開口部の補強	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上記開口部の墨出し	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																			
スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																			
フリーフォームスフロア用配線器具	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
点検口	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
外部取付ガラリ	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
湯沸釜のフード	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
換気扇の取付枠	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
流し台	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
排水トラップ共	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
防油堤	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
オイルサーピスタックの防油堤	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
タンク基礎	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
床下水槽のマンホールふた	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
雨水	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
汚水、雑排水	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
雨水立管(たてどい)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トイレ手すり	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
化粧鏡(衛生器具まわり)	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ガスボンベ転倒防止用の鎖	・	・	※																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電 気 配 線 記 録	電 気 関 係	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配線及び操作スイッチ	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		防火扉レリーズ	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		電線管	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		配線ビッド及びふた	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		機器などへの接続(1次側)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		機器付属の制御盤以降の2次側の配線配線(接地共)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		機器付属の制御盤への電源供給の渡り配線配線	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配線配線	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配線配線	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配線(接地共)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンプに至る配線配線	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		小便器用動水装置の制御盤以降の2次側の配線配線	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ガ ス 漏 れ 検 知 器	電 気 関 係	電気錠及び通電金具	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																															
TENキー及び制御盤	※			・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エレベーター出入口三方枠(金属製)	※			・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エレベーター出入口三方枠(石製)	電 気 関 係	エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		シャワーユニット	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		バスユニット	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
洗濯機パン	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
シ ス テ ム 天 井	電 気 関 係	ボード・Tバー	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		照明ライン設備プレート	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
空調ライン設備プレート	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消 火 器 ボ ッ ク ス	電 気 関 係	自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	※	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																	

<p>現場環境改善(快適トイレの設置)</p>	<p>1 内容</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレを求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(屎処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行各900mm以上) (13) 振音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実績がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>20</p> <p>熱中症対策</p> <p>(1)工期・工費等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p>	<p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記i)は、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))がi)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1285 443 1697 585"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>茂庭, 梨川, 福島, 鷲倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>東中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>東南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯沼, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	東北	茂庭, 梨川, 福島, 鷲倉, 二本松	東中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	東南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐	相双	相馬, 飯沼, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜	
	建設事務所管内	観測地点																					
東北	茂庭, 梨川, 福島, 鷲倉, 二本松																						
東中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
東南	白河, 東白川																						
会津若松	金山, 若松																						
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																						
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐																						
相双	相馬, 飯沼, 浪江, 川内, 広野																						
いわき	山田, 小名浜																						
<p>再生資源利用(促進)計画</p>	<p>1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																						
<p>総合評価方式における技術提案書の確認</p>	<p>1 内容</p>	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																					

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考									
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後													
・1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MP a以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。									
・2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	60分										
・3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	60分										
・4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分										
・5 さや管ヘッダー配管	○	○		○	水圧試験	<table border="1"> <tr> <td>管種</td> <td>初圧</td> <td>60分後</td> </tr> <tr> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>0.75MP a</td> <td>0.45MP a以上</td> </tr> <tr> <td>ポリブテン管</td> <td>0.75MP a</td> <td>0.55MP a以上</td> </tr> </table> [注] 継手部分の漏水の有無を目視確認する。	管種	初圧	60分後	架橋ポリエチレン管	0.75MP a	0.45MP a以上	ポリブテン管	0.75MP a	0.55MP a以上	60分	60分後に規定の圧力以下の場合には再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
管種	初圧	60分後															
架橋ポリエチレン管	0.75MP a	0.45MP a以上															
ポリブテン管	0.75MP a	0.55MP a以上															
・6 排水管(屋外埋設管以外)		○	○	○	満水試験	刺激性の濃煙 250Pa	30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。									
			○		煙試験		15分										
・7 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	60分										
・8 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分										
・9 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MP aのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等									
・10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MP a 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分										
・11 粉末消火配管				○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MP a 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分										
・12 冷温水管、冷却水管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MP a)	30分										
・13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MP a)	30分										
・14 油 管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分										
・15 冷媒配管			○	○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	<table border="1"> <tr> <td>冷媒ガスの種類</td> <td>気密試験圧力</td> </tr> <tr> <td>R 2 2</td> <td rowspan="5">工事監理指針による</td> </tr> <tr> <td>R 1 3 4 a</td> </tr> <tr> <td>R 4 0 7 C</td> </tr> <tr> <td>R 4 1 0 A</td> </tr> </table> [注] (1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MP a以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	冷媒ガスの種類	気密試験圧力	R 2 2	工事監理指針による	R 1 3 4 a	R 4 0 7 C	R 4 1 0 A	10分	外部に発泡液を塗布して漏れない事。その後24時間放置して漏れない事。		
	冷媒ガスの種類	気密試験圧力															
R 2 2	工事監理指針による																
R 1 3 4 a																	
R 4 0 7 C																	
R 4 1 0 A																	
・16 住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内 0.15MP a (ただし、温水コンセント接続後は0.1MP a) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	30分										
・17 通水試験				○	通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm 検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。											
・18 水質試験				○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例									
・19 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押し込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4MP a)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ									
・20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。											
・21 水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間										

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・22 鋼製ボイラー					据付完了後	水圧試験		・最高使用圧力が0.42MP a以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MP a) ・最高使用圧力が0.42MP aを超え1.5MP a以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MP aを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MP aを加えた圧力(ただし、最小0.2MP a)
・23 鋳鉄製ボイラー					据付完了後	水圧試験		・蒸気ボイラーは、0.2MP a ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MP a) ・セクションは、最高使用圧力が0.2MP a以下のボイラーは0.4MP a、最高使用圧力が0.2MP aを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍
・24 真空式温水発生機					○	気密試験		窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下
・25 無圧式温水発生機					○	満水試験	30分	
・26 鋳鉄製温水発生機					○	水圧試験	10分	セクションの試験圧は0.6MP a
・27 温水発生機に組込む熱交換器					○	水圧試験		最高使用圧力に0.1MP aを加えた圧力(ただし、最小0.2MP a)
・28 冷凍機					○	水圧試験		設計圧力の1.5倍
・29 遠心冷凍機					○	気密試験		真空95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下
・30 吸収冷凍機直置き吸収冷水機小形直置き吸収冷水機ユニット					○	気密試験		窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下
・31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル					○	気密及び耐圧試験	10分	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MP a
・32 ファンコンベクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター					○	気密及び耐圧試験		空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MP a)
・33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー					据付完了後	水圧試験		最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P a : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P : 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力
・34 密閉形隔膜式膨張タンク					据付完了後	水圧又は気密試験		使用圧力の1.3倍以上
・35 地下オイルタンク					据付完了後	水圧試験	10分	70kPa以上

2. 浄化槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 槽 類					工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間
・2 汚水管及び汚泥管	○		○			満水試験		30分
・3 ポンプ吐出管			○	○		水圧試験	最小圧力0.75MP a	60分
・4 消泡管	○		○	○		通水試験		
・5 空気管	○	○	○	○		気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。	供給会社 規程	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MP a、低圧側8.4kPa以上10.0kPa以下	供給管等の内容積	
							10L以下	5分
							10L～50L	10分
							50L超過	24分
					点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。
 ※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。